



一般廃棄物処理業許可証

複写厳禁

住所 鳥取県倉吉市広瀬町1713番地

氏名 有限会社 松井商店

代表取締役 松井 啓介

令和7年6月20日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例第30条の規定により、許可する。

令和7年6月25日

倉吉市長 広田 一恭



記

- 1 事業の種類 一般廃棄物の収集運搬
- 2 事業の区域 倉吉市内
- 3 取り扱う一般廃棄物の種類 一般廃棄物（ごみ）
- 4 許可の期間 令和7年7月4日から令和9年7月3日まで
- 5 使用車両
2.00トン積（鳥取800さ3456） 3.00トン積（鳥取430あ 22）
3.90トン積（鳥取130あ 25） 2.60トン積（鳥取830す 358）
3.75トン積（鳥取130き 35） 3.00トン積（鳥取430す 36）
- 6 許可の条件
 - (1) 一般廃棄物は、鳥取中部ふるさと広域連合立ほうきりサイクルセンター及び再資源化業者又は一般廃棄物処分許可業者に搬入すること。
 - (2) 市の分別基準に従って分別し、特に再生資源（びん・缶・紙布・牛乳パック・発泡スチロール・ペットボトル）は、リサイクルすること。
 - (3) 市町間のごみを混載しないこと。
 - (4) 収集依頼先への啓発など、一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進に努めること。
 - (5) 関係法令を遵守すること。
 - (6) 収集運搬（搬入）実績報告書を翌月10日までに提出すること。
 - (7) 許可業者として適正を欠く行為があった場合は、許可を取り消す。